

## 大和市条例第2号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第2号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 次に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）。

ア 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）別表第1に規定する次の施設

- (ア) 大和市立図書館
- (イ) 大和市立中央林間図書館
- (ウ) 大和市立渋谷図書館

イ 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）別表第1に規定する次の施設

- (ア) 大和市生涯学習センター
- (イ) 大和市つきみ野学習センター
- (ウ) 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- (エ) 大和市桜丘学習センター
- (オ) 大和市渋谷学習センター

ウ 大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）第2条第2項に規定する大和市青少年センター

本則を第1条とし、同条に見出しとして「(教育に関する事務の職務権限の特例)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大和市事務分掌条例の一部改正)

2 大和市事務分掌条例(昭和42年大和市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 市長の職務権限とされた教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項

(大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正)

3 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成26年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

本則(第4条各号列記以外の部分を除く。)中「市長等」を「市長」に改める。

第2条第2項中「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。

第4条中「及び教育委員会(以下「市長等」という。)」を削る。

第14条第1項中「、その他」を「その他」に改める。

第15条中「又は」を「、又は」に改める。

第17条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

(大和市立図書館条例の一部改正)

4 大和市立図書館条例(昭和31年大和町条例第31号)の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(大和市生涯学習センター条例の一部改正)

5 大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第3項中「第1項」を「前2項」に、「第11条」を「利用者等が第11条第2項の規定により利用承認を取り消され、又は利用を中止させられた場合」に改め、「第13条の」の次に「規定により退館させられた」を加える。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(大和市青少年センター条例の一部改正)

6 大和市青少年センター条例(平成8年大和市条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則(第6条第4号を除く。)中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「取消し」を「取り消し」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、災害その他やむを得ない理由により、緊急の必要が生じた場合に準用する。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「ではない」を「でない」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「又は前条」を「、又は第6条第1項」に、「取消され」を「取り消され」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(入館の制限等)

第7条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

7 施行日前に第3項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例(これに基づく規則を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、これらの規定による改正後のそれぞれの条例(これに基づく規則を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってしたものとみなす。